
特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 ニューズレター

Institute for Global and Cosmic Peace

IGCP Newsletter

創刊号

2002年6月1日

もくじ

「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所」 の正式発足にあたって 中西治理事長	2
秘密外交の終焉と「地球市民社会」への希望 林亮理事	3
日本は軍事力とどう向き合うのか - 武力攻撃事態対処法案を考える - 玉井秀樹理事	4
設立記念講演会 「現在の国内・国際情勢と地球宇宙平和研究所の役割」 中西治理事長	6
2002年度第1回講演会 「21世紀文明の行方」 小室金之助監事	8
特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 定款	10
理事会報告	17
事務局からのお知らせ	21

「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所」の正式発足にあたって
中西 治（なかにし おさむ、本研究所理事長）

2002年5月2日に「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所」が正式に発足しました。設立総会以来、4か月半にして、この日を迎えられたことをともに慶びたいと思います。

会員のみなさまをはじめ、私たちの研究所の設立を暖かく見守って下さった方々、神奈川県庁の関係者の方々に、改めて、今日までたまわりました、ご指導とご支援に心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

新たな気持ちで地球と宇宙の平和に向けて努力していきたいと思います。

私たちの研究所は、その名称のゆえに、すでに、多くの注目を集めています。

私は、日本でも、アメリカでも、私たちの研究所が冠している“宇宙”の意味をよく聞かれます。

日本で、ある友人から“cosmic”について尋ねられたときに、つぎのように答えました。“cosmic”には、宇宙という意味とともに、調和のとれたという意味があります。私たちが掲げる“global and cosmic peace”には、地球と宇宙の平和という意味とともに、全体的な調和のとれた平和という意味があります。私たちがめざす平和とは、この両方の意味の平和です。

また、アメリカで研究している、ある日本人の理系の研究者の方から、あなたの研究所では、宇宙工学などはどうなるのですか、と尋ねられました。これに対して、私は、いまのところ、そのような専門家の方はおられません、いずれ、宇宙工学だけでなく、宇宙発生起源論や天文学の専門家、宇宙飛行士なども参加していただけるものと期待しています、と答えました。このような人々に導かれて宇宙を旅すれば、楽しいでしょうね。

さらに、あるアメリカ人の平和運動家から、“cosmic peace”とは、と問われたときに、地球の戦争を宇宙空間に拡大する“スターウォーズ”に反対しています、と答えました。

以上の答えは、すべて私の念頭にあるものです。

私がかもっとも願っていることは、異なる天体に住む人々との平和的な出会いと共生です。

日本を離れる少し前に、宇宙の起源についてのNHKのテレビ番組を見ました。そこでは、宇宙にはたくさんの天体があるので、地球以外の天体に人間のような動物が住む可能性が、たとえ、百分の一、千分の一、万分の一、否、もっと小さなものであっても、そのような動物が住む可能性のある天体の数は大変多い、と数字をあげて伝えていました。私も、そのように思います。この広い宇宙に、たくさん、たくさんある、天体のなかで、地球しか、人間のような生物が住めるところがない、とは考えられないのです。

私は、広い宇宙のなかで、また、多くの人々が住む地球全体のなかで、人間を見直すことによって、人間が良く見えてくるし、人間の生命と幸せについての理解も深まると考えています。

異なる天体に住む人々との平和的な出会いや共生を考えるだけでも、この地球上で人間同士が争うことの愚かさが分かるのではないのでしょうか。

広い広い天空を見上げながら、宇宙のこと、地球のこと、人間のことを考えています。

私たちの研究所はこれから長い長い道を歩みます。

末永くご指導とご支援をお願いいたします。

2002年5月17日

秘密外交の終焉と「地球市民社会」への希望

林 亮(はやし あきら、本研究所理事)

1, 秘密外交の終焉

中国瀋陽の日本総領事館亡命事件で日本外交の不手際が再び表面化した。日本政府は事態はかくあるべきとの判断で行動し、事実認識を誤ったために手痛い外交上の敗北を喫した。しかし問題の焦点は日本が政治亡命や難民に冷淡であることや、日本の外務官僚が無能と映ったことにあるのでは無い。問題は亡命支援の NGO が保険として撮影した映像が「国際世論」に与えた大きな影響である。

ホームビデオで撮影された大使館駆け込みの映像は、すぐさま国外に持ち出され報道機関に渡された。幼い子供を背負った女性もろとも押し倒した中国警察官の映像は世界に衝撃を与え、米国をはじめとする各国政府を動かした。

日本政府は「国際世論」に対する影響よりも、中国に対し「毅然とした態度」を示し国家の面子を保つことに汲々としてさらに事態の悪化を招いた。

2, 時代錯誤の日本政府

緊張感のない状況認識の甘さと、現場に十分な指示や情報を与えず間違いが起きた場合は一方的に責任をかぶせる指導部の無責任体質が、繰り返される不祥事の最大の原因であろう。日本社会全体を覆う無責任体質は改められず不良債権に悩む日本社会が好況へと転じるのはまだ大分先のことになりそうだ。

しかしこれらの諸問題が解決されたとしても日本が救われるとは思えない。情報のグローバル化が進行し、情報が映像を伴って世界に報道された時、「世界世論」が生み出す絶大な影響力への無認識が存在する限り日本は底なしの危機から脱出し得ないだろう。

問題山積の有事法制議論のまっただ中、それも国際社会では核武装する印パ間調停が進む内外の国際的緊張のさなかで、「日本政府高官」は核武装を伺わせる非核三原則見直しを表明するという珍事さえ発生した。有事三法案と個人情報保護法によって社会を沈黙させることが可能と考える政治家と官僚の時代錯誤が日本の状況認識を誤らせている。

3, 映像と国際世論の時代

モガディシオからの「不名誉な撤退」を招いたのは、侵攻に失敗し惨殺された米兵のビデオ放映だったと言われる。米国は戦争被害者の映像の撮影と報道を阻むことに細心の注意を払うようになった。もはや民主国家米国には多数の戦死者に耐える政権は存在しない。

しかもビデオ機器の小型化と低価格化は、映像を市民が獲得する機会を飛躍的に高めた。アフガニスタンの女性の公開処刑の映像は、ブルカの陰に隠されたビデオカメラの映像がタリバーン政権の残虐性の実態を示し世界を震撼させた。

湾岸戦争以来の米国の対マスコミ政策に CNN は国家の支配下に下ったように見える。今回のアフガニスタン侵攻でも米軍によるマスコミ統制は徹底していた。しかし BBC は報道の独自性を死守、パレスチナの自爆テロにあっても「テロリスト」の呼称を使用しないなど米国マスコミと一線を画した。またカタール衛星ニュース専門局アルジャジーラの存在は米国による衛星放送の独占さえ不可能なことを証明した。

一方米国のマスメディアも強靱であった。湾岸戦争以来軍に押さえ込まれた状態のテレビ各局や新聞社も、軍が戦時にすべての情報を統制することに疑問を呈して情報公開を勝ち取ろうと運動を始めている。

さらに同時多発テロにあっても目撃者の証言、証拠写真・報道機関の質量を超えて知りたいことをすぐさま知ることが出来る。情報の発信者と受信者が直接繋がった新しい形の報道=ウェブログの可能性は全く新しい市民ネットジャーナリズムの発展を指向している。世界大の情報の流れの変化と民主国家が主流となった世界の「国際世論」の影響力の拡大に日本は気がついていない。

4、新たな市民社会誕生への希望

インターネットによる全地球市民による情報の共有と情報機器の小型化・低価格化による映像を送り受け取る能力の拡散によって、新たな「国際世論」形成の可能性が現実味を帯びてきた。この「国際世論」は民主各国の選挙の行方を左右するために、第一次大戦後に理想的と非難された「国際世論」とは違って真に世界政治に大きな影響を与えうる。

旧ソ連の歴史が証明したように知識と情報の自由な交換を規制した社会は、知の競争社会には生き残れなかった。世界が競争社会である限り知識と情報の規制は不可能である。

瀋陽総領事館事件では日本大使館の不手際を告発する人々に小泉首相は自虐的と批判し、官房長官は自国より他国の言うことを信じるのかと慨嘆して見せた。しかし事実に基づかない内向きの言い訳は身内にも通じない。いくら高価な IT 機器を設備した総工費 700 億円の新官邸を造っても、知識情報化社会への理解と認識なしに効果的な危機管理は何時になっても出来ないだろう。

今日本は知識・情報の全地球化の中で、国家の倫理・道徳観も含めて価値観の相互の競争にさらされている。秘密外交の時代は終わったのだ。知識・情報の独占は最早不可能である。我々は地球全体で知識や情報が共有される社会への適応を急がなくてはならない。

日本は軍事力とどう向き合うのか - 武力攻撃事態対処法案を考える -

玉井秀樹(たまい ひでき、本研究所理事)

今国会(第154回通常国会)では、いわゆる武力攻撃事態対処関連3法案が個人情報保護関連法案、郵政関連法案とともに重要案件となっている。

現下の状況において日本が武力侵攻(攻撃)を受ける蓋然性はきわめて低い、その可能性が0%でない以上、「その時」に何が起きるのかを想定した準備をすることは必要であろう。しかし、1999年に可決した、いわゆる周辺事態法の時と同様に、この法案への批判、反対の声は少なくない。

筆者も今国会で提出されている政府案の瑕疵を許容するものではないが、国会周辺での野党などの

対応には疑問を感じている。

野党や一部マスコミなどからの反対論はあるが、その訴求力は弱いように感じる。いわく「拙速論」であり、「閣内不一致」のあげつらいであり、公聴会日程をめぐるお決まりの「手続き論」だったり、新味の無い批判に終始しているようにしか見えない。最近では、防衛庁の情報開示請求者リスト問題や福田官房長官の「核武装」発言など、永田町で流行っている「情報リーク」による失言攻撃など、側面からの法案潰しをねらうなど、政策論議を期待できる国会状況ではなくなっている。

「閣内不一致」や「手続き論」などは論外として、「拙速論」をいうマスメディアの多くでさえ、国民の反対輿論を形成できないのは、「結局、攻められた時にはどうするのか」という問いには答えないままにいるからであるように思う。

周知のように、日本国憲法は交戦権を放棄し、それゆえに戦力を保持しないことを宣言している。しかし、日本政府は自衛隊創設という形で再軍備を開始した時に、領土が侵攻を受けた際には武力によって侵攻勢力を排除するという政策をとり、これは自衛権の行使であって憲法と矛盾しないという立場を取りつづけている。

55年体制下では、いわゆる護憲派は、自衛隊は違憲であり、本来存在すべきでないものであるから、そのような軍事組織の使い方(=有事法制)を議論することさえ政治的タブーとしていた。また、そのような形で日本が戦争をしない国であることを示しつづけていたことが、国際平和への最大の貢献であったとも言える。

しかし、日米当局者の「冷戦後」世界における「日米安保再定義」の企図とリンクしながら、日本における有事法制「整備」が言われるようになると状況は変わってきた。1990年の湾岸戦争での「経験」から、外務省を中心に日本政府は、より積極的な軍事的コミットメントを可能にさせるような方向を模索し始める。そして、護憲派の「派兵」反対論は、自衛隊派遣推進派から「一国平和主義」という新たな挑戦を受けることになった。日本国憲法の平和主義は、日本の再軍国主義化を防ぐ守護神ではなく、日本の国際社会参加(国際貢献)を止める足枷であるかのように批判されたのである。派遣推進派からのこの挑戦は護憲派にとってきわめて不利に働いた。

「ゆえなく武装組織に殺されていく無辜の民衆を救う活動に協力できないのか」「食料を奪う武装組織から難民達を守る活動に協力できないのか」「紛争に巻き込まれた邦人を救出に行くことはできないのか」こうした問題に対して護憲派は「NO」と言わざるを得ない。「何ができるのか」という護憲派からの応戦が遅れたため平和主義的政策への注目と認知度が大きく高まることのないまま、1991年のペルシャ湾岸への掃海艇派遣、1992年にはPKO協力が成立し、カンボジアへ施設部隊が派遣されるなど、「護憲派」の批判・反対にもかかわらず、自衛隊は海外派遣・PKO参加の「実績」を積んできている。そして、こうした「実績」を背景に近年の有事法制「整備」はすすめられている。

くり返しになるが、日本は憲法において交戦権を放棄し、戦争する軍事組織を保持しないと宣言している。しかし、陸・海・空あわせて24万近くの兵員を擁する軍事組織を保持している現実はどう対処すべきなのか。一連の有事法制論議においてこのことが軽視されているように思われる。

すでに述べたように「違憲論」からのアプローチでは日本の保有する軍事力を実質的に放置することになりかねないし、また、「改憲」による自衛隊合憲化論を強化しかねない。

筆者は、日本における有事法制を、自衛隊の存在を容認する原則的合憲論に立ったうえで、政府見解どおりに「戦争をしない軍事力」としての在り方を規定するものにとらえて議論するべきであると考え。

そのポイントの一つは、軍事力を統治機構の一部として法制のコントロール下において、超法規的措置の余地をなくしておくことである。

もう一つは、軍事組織としての自衛隊のトランスフォーム(質的転換)を促進することで新しい軍

事力の使い方を提示することである。

これは、すでに80年代から多くの平和研究者がオルターナティブ・セキュリティのアイデアの中で提示していること（ガルトゥングのトランスアーマメントやデフェンシヴ・デフェンスなど）でもあるが、例えば、武力衝突の予防・停戦のための監視、緊急援助、平和再建のサポートなど目的を明確にした領土・領域外の活動を認め、その一方で、ミサイルや戦略爆撃機のような長射程兵器の装備をしない、米国など他国の軍事攻撃作戦とリンクしない、といったいわゆる信頼醸成措置をすすめるといったことが考えられる。これは、「日本は軍事力にどう対処するのか」という問題に対して、具体的に答えていくことを意味する。

ただし、武力衝突をとまなう紛争への国際社会の介入のルールは未だ確定していない。そのような状況へのコミットメントはしないというのも一つの見識であるが、こうした国際社会の課題についてのルールづくりの段階から取り組んでいくということも重要であるように思う。その際には、「日本が軍事力をどう使うのか」ということも当然問われることになる。

米国のような核超大国からパレスチナ解放運動のような武装勢力まで、生存のために軍事力行使を不可欠と考える人々が多数存在する国際社会において、武力行使の非を訴えるだけでは武力衝突、暴力の連鎖を止めることはできない。

抵抗勢力が生命の安全を保証された上で異議申し立てをできる場の確保、いわゆるテロ攻撃のような無差別殺人・破壊行為の実行犯の検挙・裁判のシステムの確立など、軍事力行使を実効的にコントロールする国際社会の体制がつくられてからでなければ、非暴力・不戦体制づくりは具体化しないであろう。日本の有事法制は軍事力の効果的コントロールをすすめるためにこそ議論されるべきであると考えられる。

2002年6月4日

特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 設立記念講演会

「現在の国内・国際情勢と地球宇宙平和研究所の役割」 中西治（地球宇宙平和研究所理事長・創価大学教授）

2002年3月17日（日）かながわ県民センター402号室

現在は、人間中心の社会であると言われている。それがモノ中心の社会よりも良いことは確かだが、はたしてそれでよいのか。人間中心でやってきたことの結果が、今日の環境破壊などにつながった。従って宇宙や地球から人間を見直す必要がある。宇宙や地球といった大きな視点から、人間の平和の問題を考えなくてはならない。このような観点から、地球宇宙平和研究所という名前を付けた。

私たちが生きているこの宇宙は、遙か過去、150億年前に誕生した。地球は45億年前に誕生し、長い年月をかけて生物が生きられる環境になった。生物が生きるためには92の元素が必要であるが、そのような環境は地球だけではないと考えられる。他の大宇宙にそのような天体があっても不思議ではない。私たち人間が生存できるこの地球は、宇宙の中でも素晴らしい環境を有している天体である。

地球ができてから今日までを24時間とすると、北アメリカ大陸西部コロラドのグランド・キャニオンができてから今日までわずかに7分、人間が地球上に現れたのは一日が終

わる47秒前である。人間の存在は宇宙や地球の歴史に比べるといかに小さな存在であるか。そのような中でなぜ人間は争うのか。わずかな時間しか生きていない人類がなぜこの地球上で争わなくてはならないのか。

今から440万年前に猿人、20万年前に現生人類が誕生した。日本には3万から2万年前から人間が住んでいたと言われている。その最初の2万年間は狩猟・採集社会であり、その日暮らしの貧しいが、助け合いの社会であった。日本で戦争が起こるのは弥生時代からであり、狩猟・採集社会には戦争はなかった。人間は争いを好み、常に戦争をするわけではない。何万年にもわたって人間は仲良く生活してきた。このことから、戦争が人間の本性から来るものではないということがわかる。

1万年前に、農業革命が起こり農業社会になり、生活が向上・安定し、貧富の格差が増大した。その結果、支配・被支配の社会になった。ルソーはその状況について、人間の不平等が土地の私有によって起こると指摘した。だが人間が本当に平等に生まれ落ちるのは疑問である。

300年前に産業革命が起こり産業社会になり、大量生産、大量消費の時代になった。豊かな社会にはなったが、革命や戦争によって、大量破壊・大量虐殺の世界にもなった。

30年前に知識情報革命が起こり、知識情報社会になった。かつては何万年、何百年もかけて世界が変わっていったが、現在では短時間で世の中が大きく変化するようになった。

20世紀は戦争と革命の時代だった。マイナスの面も多いが、素晴らしい時代でもあった。20世紀の前半までは、どうしても問題を解決できない場合は、国内の矛盾は革命で、国際的な矛盾は戦争によって、一気に暴力的に解決してきた。古い体制をつぶすことによって、その後めざましく発展した場合もある。革命や戦争はそれまで積極的に評価されていた。

第二次大戦後のヤルタ・ポツダム体制は、ドイツと日本の報復を阻止する体制であった。両方とも占領下において民主化した。日本については、沖縄をアメリカが取り、北方領土をソ連が取り、軍事的に威圧しながら日本の民主化を進めた。東欧はソ連のもの、日本はアメリカのものとなった。この体制はヨーロッパでは崩壊しているが、アジアではまだ残っていて、近い将来にこの体制はなくなるであろう。ヤルタ・ポツダム体制を崩壊させたものは第三次大戦である。それは朝鮮戦争・ヴェトナム戦争・アフガニスタン戦争である。

現在は知識情報革命と国際社会の大きな変動という二重の変化の時代に私たちは生きている。この時代に普通の今までのような生活をしていたのでは生き残れない。

20世紀はあまりに犠牲の大きな世紀だった。革命や戦争は有効で正しい手段ではないということを知り取った。内外の紛争問題を平和的に解決することは重要である。この意味で、国際連合憲章や日本国憲法は、人類の偉大な成果である。どんなに時間がかかっても、問題を平和的に解決することが20世紀の教訓である。21世紀に生きる者の課題は、そのようなルールや制度を作ることである。

現在、バルカンから中東にかけての地域において、石油の利権もからみ、アメリカは力を使ってでもアメリカ主導の秩序を作ろうとしている。湾岸戦争とコソボ戦争は、アメリカ主導の世界秩序作りであった。それへの反発が9・11事件であった。9・11事件とこれに対するアフガン戦争は力には力で対抗するということの現れである。この悪の循環を断ち切ることが重要である。そのためには殴られても殴り返さないことが必要である。これは非常に難しいことではあるが、それを実践していかななくてはならない状況に現在、世界はなっている。

このような観点から、国家を守ることはあまり重要なことではなくなっている。そのことを実感したのは第二次大戦終結の時である。国敗れて山河ありというのを痛切に感じた。国が敗れても庶民はあまり関係がない。むしろ庶民は良かったと思った。国が敗れて困るのは、支配者であり体制である。

現在の国内情勢としては、1993年に自民党政権が崩壊し、その後連立の時代に入っている。世界的な新しい状況に日本がどのように対応するのかということについて、政治家も国民も戸惑っている。もう少しこの混乱は続くであろう。小泉政権は先が見えていて、いずれ政界再編は起こるが、軸になるのは憲法問題である。現在、チャーチルやローズベルト、スターリンに匹敵する政治家は世界にも日本にも存在しない。

国内・国際秩序ともに転換期であり、内外の諸問題を平和的に解決するルールと制度の確立が必要である。その意味からもわれわれの研究所に課せられた課題は重い。平和の旗を掲げる団体は君子の集まりだと思っている。従って組織そのものも君子の組織にしたい。そういう組織こそ、21世紀以降の人類に対して、灯台となり、導きの星になれる。この研究所が視野に入れているのは、この地球上に住む60億以上の人々全てである。人類全てを味方にしたいと思って活動している。今後、世界や日本社会に対して、こういう社会を作るべきだということを積極的に提起していきたい。そのためにも高い理念の旗を掲げることが大事である。多くの人々も、まさにそれを求めているのである。

特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 2002年度第1回講演会

「21世紀文明の行方」

小室金之助（地球宇宙平和研究所監事・創価大学教授・前学長）

2002年5月11日（土）かながわ県民センター402号室

21世紀文明とは、高度な科学的発達の世界であり、人類の情報・伝達・管理の世界であることから、知識・情報化の世界と定義できる。

21世紀文明の行方を知るためには、過去・現在・未来の三世を知らなくてはならない。過去を知るという歴史的考察、現在を知るという比較的考察、未来を知るという将来への展望の三つの方法が重要である。現在を知るためには過去を知ることが必要であり、現在においても日本だけではなく世界を知りそれを比較することが必要であり、その後問題点を発見し、将来への展望をするのである。

そこで将来を展望するためには、過去である20世紀を知らなければならない。20世紀の特色は2つある。第1に、科学の世紀であり、さらには原子力と情報の時代であった。第2に、戦争の世紀であった。

科学の世紀として、原子物理学の発達による原子爆弾の誕生、ラジオ・テレビの登場、医学の発達、電波等による通信技術の進歩による世界の緊密性の増大、さらに文学・学術における人間性の追求に新しい局面が開かれた。

戦争の世紀は激動の世界であった。1894年の日清戦争から1945年までは、天皇主権の世界であったと言われていて、戦争が当たり前の世界であった。その後の50年は国民主権の世界であり、戦争を否定する世界であった。

第二次大戦では大量の兵士、民間人が亡くなり、まさにメガデスの世紀であった。この戦争で人類はどのような反省をしたのか。その後も様々なところで戦争は起こった。最近でもアメリカの世界貿易センタービル破壊という9・11事件が起こった。いつ問題が解決するか解らない状況である。

それでは21世紀文明はどうなっていくのか。20世紀は科学技術の発展により人間生活の水準を確かに変革した。今までにない高度な文明の時代であった。その反面、精神を荒廃させ、人間の社会的な結合を希薄化させた。さらにはオゾン層の破壊・酸性雨など環境問題、地球そのものを破壊しかねない核戦争の危機など、人類は史上最大の危機に立たされている。私たちは過去を知り、そこから学び、再び過ちをくり返してはならないのである。

民族や宗教の差異による戦争が無くならない限り、地球上から戦争は無くならないであろう。このような戦争は私たちの心の内面に根ざしている。戦争をなくすために真剣に考えなくてはならない岐路に私たちは立たされている。

そのためには、自国や自己の繁栄のみに汲々としてはならない。あらゆる国との友好関係の維持と協調を促進していくべきである。地球全体の全ての国家は、世界人類の一員として与えられた使命を自覚して、新しい文化・文明の創造に向かって邁進するべきである。その際に注意すべきことは、世界の文明を均一化すべきではないということである。日本も単に西洋文明を模倣するのではなく、日本の伝統を受け継ぎながらも、世界から尊敬される独自の文化の創造が必要である。

最近注目されているアラブ・イスラム社会は、初めから西欧に対して反感や憎悪を持っていたとは考えられない。今回の様々な事件を振り返っても、アメリカの無邪気な傲慢さが指摘できる。必ずしも悪意があるのではないが、本来持っているおおらかさが裏目に出ている。これからの世界の平和を考える際に、アメリカも無邪気な傲慢を反省する必要がある。

それでは、文明の衝突を解消するためにはどうすればよいのか。そのためには、人間の本来持っている豊かな心を大切にしていくような社会の構築を目指すべきである。つまり、全てを単一なものにするのではなく、それぞれの国家や民族が独自固有の宗教・思想を持ちながら、しかもなお地球の危機を回避するための一体感が必要である。そのためにはやはり対話しかない。世界の平和実現のためには対話するしかない。迂遠で困難な、場合によっては不可能に近いこともあろうが、対話をすることによって、互いの立場や考え方の違いが明確になり、それを克服してはじめて、世界人類の協調が実現する。

21世紀の人類の最も重要な課題は、持続可能性の保障である。このまま推移していけば、地球文明は近い将来確実に滅亡する。美しき、青き地球を未来の世代に引き継いでいくことは不可能になる。この地球滅亡の危機を救済するために今、人類は真剣に考えねばならない。そのためにはグローバルな視野において危機意識を高め、それに対する対策を講ずるべきである。その方法としてはやはり、忍耐強い対話しかない。平和実現のために世界有識者による国際平和会議の開催が必要である。また国連の使命と機能を高めることも重要である。世界の平和無くしては21世紀文明は存在しない。

フランスの美術史家であるルネ・ユイグは、これからのリーダーの条件として以下のように述べている。このことは平和実現を目指す私たちの生き方にも大きな示唆を与えるだろう。第1は豊潤な感受性であり、これは詩の心、詩人の魂である。第2は明晰な知性であり、第3は強靱な意志力である。このようなことを心がけていくと戦争も低減できるの

ではないかと考える。

歴史の法則から見れば、精神の失われた物質文明は滅びざるを得ない。今や合理主義と精神性が結びつかなければならない。再び生命の分野から出発しなければならない。21世紀は生命という本源に光が当てられる世紀であると思っている。考古学者の説によれば、人間の歴史の400万年の中で、集団同士のぶつかり合いである戦争の歴史は1万年にも満たない。そうであるならば、戦争のない人間社会の実現は決して不可能ではない。

戦争と暴力の20世紀の中で、民衆が歴史の主役として登場し、民衆こそが新しい共生の歴史を作る主体者なのである。その民衆の国境を越えた連帯によって、不戦を実現させ、第3の千年を希望輝く時代にすることが大切である。

21世紀文明の行方は、このような考え方が実現していくかどうかにかかっている。決して絶望してはならない。信念と世界市民としての自覚を持って、対話を通して、新しい世紀の確立をしていかなければならないのである。

特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 定款

* 2002年4月18日に、神奈川県庁より定款の字句の訂正が通知されましたので、最終的な本研究所の定款を載せます。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地球宇宙平和研究所という。英語では、Institute for Global and Cosmic Peace (IGCP) と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市磯子区洋光台一丁目9番3号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の協力により、地球社会の平和に関する幅広い分野で研究・教育活動を行うとともに、平和の問題に関心のある個人や団体を対象に研究・教育活動の成果を普及し、また国際的な文化学術交流を推進して、地球と宇宙の平和に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 地球社会の平和に関する、人間を中心とした研究・教育活動

(2) 前号の活動に基づいた情報提供活動

(3) 国際的な文化学術交流

(4) 平和創造のための政策提言

(5) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人・団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人・団体

(入会)

第7条 正会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 賛助会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款または総会の議決に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および事務局

(役員の種類および定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 9名以上13名以内

(2) 監事 1名または2名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選により決定する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、理事会および総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の任期残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 前二項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するために、事務局をおく。

2 事務局には、事務局長およびその他の職員をおく。

3 事務局の組織および運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併および解散
- (3) 事業計画および収支予算に関する事項
- (4) 事業報告および収支決算に関する事項
- (5) 役員を選任等に関する事項
- (6) 入会金、会費に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) その他、この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、ファクスまたは電子メールにより、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前二条および次条第1項の適用については、総会に出席した

ものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、ファクスまたは電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前二条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、この法人の資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入および支出は、予算に基づいて行うこと
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
- (3) 財産目録、貸借対照表および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること

(4) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第46条 この法人の事業報告および収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3カ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地およびその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときの残余財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中西 治
副理事長	佐藤智子
理事	岩木秀樹
同	王 元
同	汪 鴻祥
同	川崎高志
同	竹田邦彦
同	玉井秀樹
同	徳永雅博
同	林 亮
同	牧野常夫
同	渡邊 宏
監事	小室金之助
同	中西節子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2003年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 5000円 年会費 5000円

(2) 賛助会員 入会金 2000円 年会費 3000円

理事会報告

地球宇宙平和研究所 第2回理事会 報告

1. 日時 2002年3月17日 14時から15時まで
2. 場所 かながわ県民センター 402号室
3. 審議事項

- (1) 事務局の設置について
- (2) 企画委員会の設置について

- (3) 2002年度の講演会・シンポジウム・講座・研究会の開催について
- (4) 会計報告について
- (5) 事務用品の購入・発注について

4. 議事

(1) 事務局の設置について

事務局の設置を全員一致で議決し、事務局長に佐藤智子、ニュースレター編集長に岩木秀樹を任命した。事務局の窓口を対内的にも対外的にも一本化し、事務局長は入会・退会、銀行口座、郵便局払い込み口座、金銭出納を管理する。ニュースレター編集長はホームページの作成・管理も担当する。

(2) 企画委員会の設置について

当年度事業計画の具体化・調整、次年度事業計画の立案、長期的な事業プランづくりを目的として企画委員会を設置することを全員一致で議決し、下記の9名に企画委員を委嘱した。委員の任期は役員に準じ、再任は可能とする。委員のうち岩木秀樹を責任者に指名した。

岩木秀樹（責任者）、伊藤和、今井康英、王元、
佐藤智子、竹田邦彦、林亮、宮川真一、渡邊宏

(3) 2002年度の講演会・シンポジウム・講座・研究会の開催について

2002年度の講演会・シンポジウム・講座・研究会について、以下の計画を全員一致で了承した。

講演会

第2回講演会

日時：5月11日（土）18時から20時まで

場所：かながわ県民センター 402号室

講師：小室金之助

テーマ：「21世紀文明の行方」

第3回講演会

日時：6月29日（土）16時から18時まで

場所：かながわ県民センター 304号室

講師：加藤幸廣

テーマ：未定

シンポジウム

日時：7月

場所：かながわ県民センター

テーマ：「いま、イスラム世界を考える」（コーディネーター 岩木秀樹）

連続講座

日時：10月、11月、12月、2003年1月 計4回

場所：かながわ県民センター

テーマ：「中国はどこへ行くのか」

講師：林亮（コーディネーター）、王元、汪鴻祥、川崎高志

研究会

場所：かながわ県民センター

テーマ：「日本と世界の平和の行方」（コーディネーター 岩木秀樹）

詳細は企画委員会で検討する。

（4）会計報告について

設立総会から法人成立までの支出は、設立準備費用として初年度の支出に計上することを全員一致で了承した。

（5）事務用品の購入・発注について

封筒類、法人印、理事長印、ゴム印の購入を全員一致で了承した。

6. 議事録署名人の選任について

第2回理事会の議事録署名人として王元と汪鴻祥を選任した。

2002年3月17日

特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 2002年度第1回理事会 報告

1. 日時 2002年5月11日 17時から17時40分まで
2. 場所 かながわ県民センター9階ボランティアサロン
3. 審議事項

（1）今後の講演会・シンポジウム・講座・研究会の開催について

（2）会計報告について

（3）ホームページの開設について

4. 議事

審議に入るに先立ち、理事長中西治が書面表決者につき、副理事長佐藤智子が理事長代行として議長を務めることを確認した。

（1）今後の講演会・シンポジウム・講座・研究会の開催について

2002年度の今後の講演会・シンポジウム・講座・研究会について、以下の計画を全員一致で了承した。

講演会

第2回講演会

日時：6月29日(土)16時から18時まで

場所：かながわ県民センター 304号室

講師：加藤幸廣

テーマ：「中央アジア・アフガニスタン四方山話」

シンポジウム 「いま、イスラム世界を考える」(コーディネーター 岩木秀樹)

日時：7月14日(日)15時から17時まで

場所：かながわ県民センター 711号室

パネラー：岩木秀樹

玉井秀樹

連続講座 「中国はどこへ行くのか」(コーディネーター 林亮)

第1回 10月13日(日)15時から17時まで

場所：かながわ県民センター 711号室

第2回 11月、第3回 12月、第4回 1月

研究会

日時：9月15日(日)15時から17時まで

場所：かながわ県民センター 709号室

テーマ：「日本と世界の平和の行方」(コーディネーター 岩木秀樹)

第2回 11月、第3回 12月、第4回 2月

(2)会計報告について

前回の理事会で、設立準備費用は初年度の支出に計上することが了承されたが、県庁の指導により、設立準備期間の収支は初年度の会計報告に含めず、初年度の収支計算書は法人成立の日(2002年5月2日)から2003年3月31日までを対象とすることを確認した。

中西治より寄付金 816,642 円の申し出を受けることを全員一致で了承し、設立準備期間の会計報告を以下のとおり承認した。

会計報告(2001年10月1日～2002年5月1日)

・収入

寄付金 816,642 円

合計 816,642 円

・支出

人件費	660,000 円	(50,000 円 × 2 人 × 6 か月 + 30,000 円 × 2 人 × 1 か月)
通信費	77,710 円	
消耗品費 (紙、封筒)	21,529 円	
会議費 (総会弁当、お茶)	37,144 円	
会場費	7,720 円	
備品 (PC ソフト)	11,329 円	
雑費 (コピー等)	1,210 円	
合計	816,642 円	
収支差額	0 円	

(3) ホームページの開設について

ホームページを試験的に岩木秀樹の個人的なサーバーに立ち上げることを全員一致で了承した (URL は <http://www.h4.dion.ne.jp/~igcp>)。

6. 議事録署名人の選任について

第3回理事会の議事録署名人として岩木秀樹と林亮を選任した。

2002年5月11日

事務局からのお知らせ

法人成立のお知らせ

2002年4月26日に、神奈川県知事より、特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所の認証を受け、5月2日に横浜地方法務局に登記の申請を行い、5月2日付で法人が成立しました。皆様のご協力に感謝いたします。

これに伴いまして、3月17日の中西治理事長の講演会を「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 設立記念講演会」、5月11日の小室金之助監事の講演会を「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 2002年度第1回講演会」、6月29日に行う加藤幸廣さんの講演会を「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 2002年度第2回講演会」とします。また5月11日に行われました理事会は「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 2002年度第1回理事会」とします。

さらに今回のニュースレターは「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 ニュースレター 創刊号」として発行します。

第2回講演会

日時：6月29日（土）16時から18時まで
場所：かながわ県民センター 304号室
講師：加藤幸廣（前青森公立大学教授）
テーマ：「中央アジア・アフガニスタン四方山話」
* 講演会後懇親会あり

第3回講演会

日時：9月28日（土）16時から18時まで
場所：かながわ県民センター 305号室
講師：吉田和人
テーマ：未定

シンポジウム

日時：7月14日（日）15時から17時まで
場所：かながわ県民センター 711号室
パネラー：玉井秀樹（創価大学助教授）
蒲生裕恵
岩木秀樹（創価大学兼任講師）
木我公輔（青年海外協力隊候補生）
テーマ：「いま、イスラム世界を考える - 現在の国際情勢とイスラムとの共存 - 」

連続講座

「中国はどこへ行くのか」
第1回 10月13日（日）15時から17時まで
場所：かながわ県民センター 711号室
第2回 11月、第3回 12月、第4回 1月

研究会

日時：9月15日（日）15時から17時まで
場所：かながわ県民センター 709号室
テーマ：「日本と世界の平和の行方」
第2回 11月、第3回 12月、第4回 2月

第1回企画委員会

第1回企画委員会を下記のとおり行いますので、企画委員の方はご参加ください。

日時：6月29日(土) 14時半から15時半まで

場所：かながわ県民センター ボランティアサロン

(センターの9階もしくは10階の空いているところでやります。)

議題：今年度の研究会事業の具体化、来年度事業の計画、研究所の中長期的展望等。

(詳しくは委員の皆様にご追って知らせます。)

地球宇宙平和研究所入会のご案内

当研究所の趣旨に賛同し、入会される方を広く募集いたしております。会員の方もご友人、ご家族等に紹介していただければ幸いです。入会希望の方は入会申込書を事務局まで郵送していただき、入会金及び会費をお振り込みいただきたいと存じます。ご連絡は事務局までお知らせいただいても結構です。

*お振り込み先

法人成立に伴い、振り込み先が変わりました。ただ今までの振り込み先も当分の間、開設しておきますので以前の振り込み用紙をご使用いただいても結構です。

- ・銀行振り込み 三井住友銀行三鷹支店
(普) 1700950
名義人：特定非営利活動法人地球宇宙平和研究所
- ・郵便振り込み 郵便振替口座番号 00120-7-16913
口座名称：特定非営利活動法人地球宇宙平和研究所

ホームページの開設

ホームページを試験的に岩木秀樹の個人的なサーバーに立ち上げました。皆様のご意見ご感想をお聞かせください。(URLは <http://www.h4.dion.ne.jp/~igcp>)。)

原稿の募集

ニュースレターやホームページに載せるエッセイ等の原稿を募集しております。内容や枚数も特に規定はありませんので奮って投稿をお願いします。連絡は以下までお願いします。

岩木秀樹 メールアドレス：hiiwaki@f4.dion.ne.jp
電話・ファックス：0426-54-2356

事務局体制

事務局は佐藤智子副理事長が行っています。ご連絡等は以下までお寄せください。

佐藤智子 住所：202-0022 東京都西東京市柳沢3-4-10-211
電話・ファックス：0424-69-3008
メール：JBA02121@nifty.ne.jp

特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所
ニュースレター 創刊号

発行人 中西 治
発行所 特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所
〒 235-0045
神奈川県横浜市磯子区洋光台 1-9-3
発行 2002年6月1日
編集人 岩木秀樹